

伊予三島ロータリークラブ



2016-2017
WEEKLY

具定展望台より四国中央市を望む

人間に奉仕するロータリー

Rotary Serving Humanity

John

2016-17年度国際ロータリー会長

事務局 四国中央市金生町下分865 四国中央商工会議所内
http://www.iyomishima-rc.jp TEL(0896) 58-3530
E-mail:iyomis@iyomishima-rc.jp FAX(0896) 58-6294
例会 金曜日 12:10~13:10
■会長/井原 伸 ■幹事/今村定生 ■広報委員長/石川 勉

No. 4 0

平成 29.3.31

第 3 0 3 2 回

卓 話 (内部)



藤 田 浩 晃

1 本日の内部卓話を担当させていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

今回は裁判員裁判についてお話をさせていただきましたので、今回は別のテーマがいいかと思っていたときに残業時間規制の話題が出てきたので労働問題について話をしようかなと思いました。その後証人喚問で話題を持っていかれてだいぶ前のような気がしていますが。

労働問題についてこの卓話に時間ですべて話すことはできません。そこで、労働時間について法律はどのような規制をされているのかという話をしてみようかと思っています。

2 まず、労働時間の原則ですが1日に8時間以内、1週間に40時間以内にしないという定めが

なされています。戦後に労働基準法が作られたときには1週間で48時間というように定められていたのですが、いろいろと批判を受けて1988年から1997年頃にかけて段階的に短縮されていくことになりました。私自身はそのころはまだ小学生ですので経験はありませんが、そのころをご存知の方もおられると思います。

次に休憩時間については1日の労働時間が6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には1時間の休憩を与えなければいけないとなっております。休憩については途中で与えなければいけません、まとまって与えなければいけないというわけではなく、小刻みでも構わないといわれています。

では、ここで労働時間とは何でしょうか。労働時間とは、労働者の指揮監督下に置かれている時間をいうとされています。労基法上の特有の概念であり、就業規則の定めのかんにかかわらず客観的に決まるものです。そして、労働時間に当たるかどうかについては、業務上の必要性、待機性(指揮監督性)、義務性などといった諸要素に着目した判断(評価)が行われます。裁判においてもラジオ体操や朝礼の時間、日報を作成する時間、研修時間などが労働時間に当たるかという点などが争われています。

3 法定労働時間を超える時間については、割増賃金を支払わなければいけません。割増賃金については、月給制の場合、月による賃金額を、月における所定労働時間数で割った金額で算定されます。但し、月による賃金額の中には、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)は含まれないことになっています。

そのうえで、①1か月の合計が60時間までの時間外労働および午後10時から午前5時までの深夜労働については2割5分以上の率 ②1か月の合計が60時間をこえた時間外労働が行われた場合の60時間をこえる時間外労働については5割以上の率 ③休日労働については3割5分以上の率といった割増賃金を支払わなければいけません。

4 労働時間についてざっと説明してきましたが、具体的にわからないことがありましたら何なりとお尋ねください。今日は卓話の機会をあたえていただきありがとうございます。

感 謝

香 川 俊 二



平成29年4月3日付けの人事異動に伴いまして高松市内郊外の円座支店に転勤になりました。約3年に渡り伊予三島ロータークラブの皆様方には公私共々大変お世話になりました。

平成26年4月に松山から四国中央市へ転勤となり、右も左も分からない状況ではございましたが、ロータリーの皆様方に暖かく接していただき、またロータリーのことや地域のことなどを優しくお教えいただき、大変感謝しております。3年余りのロータリーにお世話になっている間は十分な働きはできなかったと思いますが、皆様方のロータリーでの活動に対する姿勢を拝見させていただくにつれ、ロータリアンとしての社会奉仕の精神の片鱗は理解できたかと思っています。伊予三島ロータリーで学ばせていただいたことを忘れることなく、新任地におきましても精進していきたいと思っています。

高松の地におきましても、伊予三島ロータリーの今後益々のご発展をお祈りしております。本当にお世話になりました。

開会 井原 伸 会長

出席報告

出席会員 (35名中)	26名
出席率	81.25%
第3030回修正出席率	93.85%

会長の時間

○定例理事会報告

・下期親睦家族会について 承認

日 時 5月21日(日)

行き先 広島県呉市

参加費 5,000円

・ミャンマー少数民族村の学校建設

プロジェクトの支援協力について 承認

当クラブより、3万円協力

・会員の退会について 承認

転勤のため、香川会員退会

・4月度プログラムについて 承認

4/7 卓話(外部：社会奉仕委員会担当)

4/14 卓話(外部：職業奉仕委員会担当)

4/21 地区大会報告

4/28 幹事・副幹事の時間、定例理事会

幹事報告

・国際ロータリー～

4月のロータリー・レートのお知らせ

4月1日より、1ドル=116円

・米山梅吉記念館～館報春号

・四国中央市国際交流協会～

①平成29年度SIFA総会&交流会のご案内

②会報4.5月号

例会行事

卓話(内部) 藤田浩晃 会員

4月14日プログラム予定

卓 話(外部)
(職業奉仕委員会担当)

石川 勉広報委員長よりのお願い

クラブ会報原稿募集!!

会報の空スペースを有効利用して、皆様の身の廻り情報を載せましょう。

①私の趣味 ②最近、私のニコニコ情報 ③その他

だるま印刷 Eメール：daruma-p@joy.ocn.ne.jp ☎ 24-0945 FAX 24-5094

★何時でも自由に、何回でもどしどし投稿下さい。お待ちしております。

四つのテスト

言行はこれに照らしてから

1. 真実か どうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情を深めるか
4. みんなのためになるか どうか